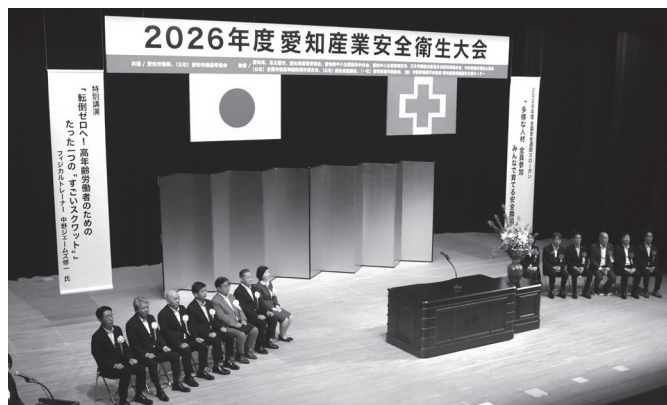




CONTENTS

1-4	・ 2026年度 愛知産業安全衛生大会	10	・ 連載 第3回（全6回）過労死対策（健康診断編） 鷺野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 鷺野 裕子 氏
5	・ 【全国安全週間】愛知労働局長が多様な人材が活躍する製造現場をパトロールしました	11	・ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
6	・ 令和8年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）」の募集について	12	・ 【愛知県下労働基準協会】令和8年度の“労働の動向を聴く”セミナー 名古屋能楽堂にて開催
7	・ 災害発生状況	13	・ 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー 岡谷銅機名古屋公会堂 & 愛知県技術開発交流センターにて開催
8	・ 【令和8年10月1日施行】作業環境測定士による個人ばく露測定が義務化されます	14	・ 元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応セミナーを開催
9	・ パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（令和8年10月1日施行）	15	・ 【全基連】外国人技能実習制度関係者養成講習
	・ 第2回 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストを開催します		・ 【全基連】特別教育等のEラーニング講習のご案内
	・ 連載 第5回（全6回）職場における死亡災害撲滅に向けた緊急広報 堀口 健一 氏（愛知労働局 労働基準部 安全課長）		・ 第85回全国産業安全衛生大会in札幌 開催案内
			・ 働く人の安心づくりフェア 緑十字展2026 in 札幌（入場無料）
			・ 技能講習等講習会予定表

2026年度 愛知産業



当協会は、愛知労働局と共催により、7月7日（火）に岡谷鋼機名古屋公会堂大ホールにおいて、929名の参加を得て「2026年度愛知産業安全衛生大会」を開催しました。当日は、開会式、大会宣言のほか、愛知労働局長表彰式、愛知健康安全交流会表彰式、基調講演、愛知労働局によるライブアンケート、講演、事例発表や特別講演が行われました。

1 開会式・表彰式・大会宣言

(1) 開会式



当協会の拝郷丈夫会長より、次の旨の開会の挨拶を行いました。

今年も7月1日から、全国安全週間が始まり、今年のスローガンは、「多様な人材、全員参加、みんなで育てる安全職場」です。どのような状況にあっても、労働災害の撲滅が、産業社会の根幹であることは変わりなく、私たち、労働基準協会は、全国安全週間に開催する、この大会を契機に、労働災害の撲滅、安全衛生管理水準の向上に、引き続き努力してまいりたいと決意したところです。

状況にあっても、労働災害の撲滅が、産業社会の根幹であることは変わりなく、私たち、労働基準協会は、全国安全週間に開催する、この大会を契機に、労働災害の撲滅、安全衛生管理水準の向上に、引き続き努力してまいりたいと決意したところです。

昨年の愛知県の労働災害状況を見ますと、死亡災害も、休業4日以上死傷災害も前年より減少しているものの、年齢別では60才以上の方が、死亡災害の半数、死傷災害の約3割を占めるという状況です。厚生労働省からは「高齢者の労働災害防止のための指針」が出され、企業は、積極的に取り組みを進めていくことが求められています。

本日の大会も、各種表彰、小笠原労働基準部長による基調講演、愛知労働局の報告に続き、高齢労働者に焦点を当て、越智亮星城大学教授による「高齢労働者の転倒リスクの構造理解」と題する講演、豊田合成株式会社様による「シニア人材の活躍の新たなステージ創出」と題する事例発表及び「転倒ゼロ！ 高齢労働者のためのたった一つの『すごいスクワット』」と題して、フィジカルトレーナーの中野ジェームズ修一氏のご講演が行われます。併せて、安全衛生に関する様々な展示も行います。

本日の大会が、有意義なものとなり、今後も皆さまには、愛知労働局、労働基準協会の取り組みに、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。



次に、愛知労働局長の小林洋子氏が次の旨のご挨拶を行いました。

愛知県内における労働災害の発生状況は、令和元年以降増加傾向の死傷者数が、令和7年は7,852人と、前年の8,147人から3.6%の減少となり、死亡者数も前年から4人減少したものの、依然として30人の尊い命が失われています。

一方で、令和8年は、今日現在、死亡者数15人（前年同期比5人増）、5月末時点で死傷者数2,467人（前年同期比60人増加）となっており、更なる取組の強化が必要と認識しています。

愛知労働局では、経営トップに安全衛生管理を重要な経営課題として捉えていただき、リスクアセスメントを通じて、安全のみならず、生産性・品質・原価・納期・士気・環境の向上を一体的に進める「安全経営あいち®」の推進に取り組んでおり、企業価値の向上にもつながる安全衛生管理の実現を目指して、その中核となるリスクアセスメント出前講座等を実施しています。

また、本年4月1日から努力義務として施行された「高齢者の労働災害防止のための指針」について、安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、エイジフレンドリー補助金の周知にも引き続き取り組みます。

昨年、県内では熱中症による死傷者数が119人と過去最多でしたが、皆さま方のご尽力により、死亡者数は令和3年以降ゼロを継続し、本年も引き続き4月を準備期間、5月から9月を重点期間とする「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開していますので、ご協力をお願いいたします。

本日、この後に行われます表彰式におきまして、厚生労働大臣表彰の披露および伝達、ならびに愛知労働局長表彰の授与が行われます。皆さまの不断のご努力は他の事業場の模範であり、愛知県内全体の安全衛生水準の向上に大きく寄与されておりますことに、深く敬意を表します。

今後とも愛知労働局の取組に対し、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 表彰式 <愛知労働局>

愛知労働局により、安全衛生に係る優良事業場等の表彰式が行われました。

<厚生労働大臣賞>

厚生労働大臣優良賞（安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社デンソー阿久比製作所、株式会社大林組・株式会社本間組・株式会社加藤建設特定建設工事共同企業体 東名阪自動車道（特定更新等）弥富高架橋（下り線）床版取替工事でした。

また、厚生労働大臣 功績賞（地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした個人）は、青木均氏（陸上貨物運送事業労働災害防止協会 前愛知県支部長）でした。本表彰式にて、代理で愛知労働局長から表彰状が授与されました。

安全衛生大会

<日 時> 2026年7月7日(火)
12時30分～16時40分
<場 所> 岡谷鋼機名古屋公会堂
大ホール
<参加者> 929名

<愛知労働局長賞>

次に、愛知労働局長優良賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、日本プラスチック工業株式会社、NTNアドバンストマテリアルズ株式会社 蟹江工場、株式会社ニノミヤが受賞しました。

また、同奨励賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業）は、東洋ドライル株式会社 愛知事業部、三井化学株式会社 名古屋工場、三機工業株式会社 中部支社、オーエスジー株式会社 大池工場、スギ製菓株式会社 本社工場、株式会社岩間織機製作所、矢作産業株式会社が受賞しました。

同じく、同安全衛生推進賞（地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人）は、山崎 勝蔵 氏（トヨタ自動車安全衛生協力会 専務理事）、浅野 朝郎 氏（トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部 総括室 主幹 担当課長）が受賞しました。



(3) 表彰式 <愛知健康安全交流会>

愛知健康安全交流会の活性化の一環として、会員事業場の中から、安全健康活動に顕著で他の模範となる事業場および個人を表彰し、会員事業場の安全健康水準の向上と発展に寄与することを目的としています。

次の方々が、受賞しました。

・優良賞（事業場）

ブラザー工業株式会社

・功労賞（個人）

鹿島 聡子 氏（中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 技術専門員 衛生管理士）



写真左から鹿島 聡子 様 ブラザー工業(株) 様

(4) 大会宣言

水谷 宏義（当協会健康部会 副部会長）が以下の大会宣言（案）を朗読し、満場一致で採択されました。



2026年度愛知産業安全衛生大会 大会宣言

愛知県の2025年の労働災害は、死亡災害が30人、死傷災害が7,852人と、いずれも前年から減少となった。しかし、少子高齢化に伴う人手不足への対応から、高年齢労働者と外国人労働者が確実に増加し、労働災害も増加している。また、近年は夏季の異常な暑さから熱中症の発生も急増している。

わたくしたちは、なお多くの労働者が仕事上の負傷や疾病に見舞われている現実を重く受け止めなければならない。

また、働き方の多様化に伴う変化点への対応として、治療と就業の両立支援や、メンタルヘルス対策、さらには化学物質の自律的管理の推進など、職場を取り巻く安全衛生上の課題は多い。

このような中、企業が持続的に成長し、すべての働く人が健康で安全に働くことのできる職場を実現するためには、安全衛生を経営の基盤として位置付け、職場全体で着実に取り組んでいくことが不可欠である。

本年度の全国安全週間スローガンである、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のもと、わたくしたちは、年齢、性別、国籍、経験の違いを超え、誰もが安心して能力を発揮できる職場環境づくりを進めなければならない。

安全な職場づくりは、誰かに任せるものではない。一人ひとりが「自分ごと」として安全と健康を考え、互いに支え合いながら、職場全体で安全文化を育てていくことが重要である。また、心身の健康保持増進を図り、安心して働くことのできる環境を整えることが、災害の防止と、企業の持続的な発展につながるものと確信する。

わたくしたちは、本大会を契機として、愛知労働局が推進する「安全経営あいち®」の理念を職場に浸透させ、経営トップから現場までが一体となって、安全で安心な職場づくりを推進する。

ここに、働く人一人ひとりの命と健康を守り、多様な人材が互いに支え合いながら、全員参加で安全を育てる文化を愛知から広げていくことを、2026年度愛知産業安全衛生大会参加者の総意として宣言する。

2026年7月7日
2026年度愛知産業安全衛生大会

2 基調講演

愛知労働局労働基準部長の小笠原 哲治 氏より、「労働安全衛生行政の動向について」と題して、講演をいただきました。



最初に、労働災害の発生状況等として、死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、令和7年は平成28年以降2番目に少なくなっています。休業4日以上之死傷者数は、近年増加傾向にあるが、令和7年は前年と比べて減少

しています。業種的には、商業や保健衛生業等の非工業的業種における労働災害が増加傾向にあります。

次に、熱中症予防対策と重症化防止対策について、熱中症対策の強化として、労働安全衛生規則の改正（令和7年6月施行）が行われ、早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、関係作業員への周知が義務化されました。また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されています。発生状況では、作業場所別（屋外・室内）の発生数をみると、屋外が過半数を占めるものの拮抗しています。

最近の労働災害の特徴として、休業4日以上之死傷者数に占める高齢労働者の割合は増加傾向にあり、年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60歳以上の高齢労働者においては、休業1月以上の割合は60%となっています。

このため、労働安全衛生法が改正され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境等の措置を講ずることが事業者の努力義務となり、「高齢者の労働災害防止のための指針」が策定されています。事業者が講ずべき措置として、就労状況や業務の内容等の実情に応じ、①安全衛生管理体制の確立等、②職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容の見直し）、③高齢者の健康や体力の状況の把握（健康診断、体力チェック等）が求められています。

2つめの特徴としての転倒災害は、休業4日以上之死傷災害のうち最も多くを占め、転倒災害による平均休業日数は38.7日であり、骨折等により休業1か月以上を要する重篤な災害へと至るケースが多いことや男女とも年代が上がるにつれて転倒災害の占める割合が大きくなり、特に50歳以上の女性で顕著に高く、このため転倒災害防止に向け、職場環境や労働者の体力・健康状態等を的確に把握し、対策を講じることが重要となります。

3つめの特徴としての災害性腰痛は、近年、増加傾向にあり、全年齢層で増加が見られるが、特に50代以降の発生数が増加し、慣れた作業でも、年齢が上がることでそれまでは耐えられた負荷に身体が耐えられなくなっていて発症する事例や近年は高齢になって転職し、慣れない仕事で無理をして腰痛を発症する事例が見られます。このため、「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、各事業場において、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組むことが必要です。

次に法改正につきましては、個人事業者に対する安全衛生対策について、注文者等が講じる措置、個人事業者等自身が講じる措置、災害報告制度が順次施行されていきます。

また、職場のメンタルヘルス対策として、ストレスチェック制度が令和10年4月より全面義務化され、治療と就業の両

立支援は本年4月より努力義務化されています。

現在、愛知労働局版第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）を推進しており、アウトカム指標に向けたアウトプット指標として、「安全経営あいち賛同事業場」2,000事業場以上を掲げて、取り組んでいますので、引き続き「安全経営あいち®」の普及促進にご理解・ご協力をお願いします。

3 愛知労働局 報告

あいち安全経営本舗（愛知労働局 安全衛生担当職員）により、異業種交流の観点で「ライブアンケートからひも解く安全衛生のいま」と題して、会場参加型のアンケートが行われました。会場参加者は、自身のスマートフォンを利用して、2次元コードを読み取り、表示される安全衛生に関する設問（選択式）に回答し、その結果はリアルタイムに会場スクリーンに集計値として表示されていました。集計結果に対し、壇上の職員が解説し、また、安全衛生管理の在り方等について補足説明し、情報共有の場となりました。



4 講演

越智 亮 氏（星城大学リハビリテーション学部 星城大学大学院健康支援学研究所 教授 理学療法士・人間健康学博士・転倒予防指導士）により、「高齢労働者の転倒リスクの構造理解～身体機能・環境・行動の相互作用に着目して～」と題して、転倒リスクの解説や回避等の研究等の紹介が行われました。



5 事例発表

久野 薫 氏（豊田合成株式会社 IE製造部 IE製造改善室 室長）により、「シニア人材の活躍の新たなステージ創出 ～年齢を価値に変える組織づくり～」と題して、事例発表がありました。

発表の中では、高年齢労働者のチーム（部署）において、職場環境を整備するとともに、今まで外注していた設備をチーム内で自ら内製化を進め、経費削減に大いに寄与していることが紹介されました。



6 特別講演

中野ジェームズ修一（フィジカルトレーナー/パーソナルトレーナー/米国スポーツ医学会認定ヘルスフィットネススペシャリスト）により、「転倒ゼロへ！高年齢労働者のためのたった一つの“すごいスクワット”」と題して、講演が行われました。

最初に、エロンゲーション（身体を上下方向に引き伸ばし、脊柱を長く・軽く・整列させる操作・概念）という姿勢・運動学的なアプローチの解説が行われ、その後、分かりやすく片脚立ちスクワットの紹介がありました。



展 示

大会当日、会場内の特設会場（2階ホワイエ及び会議室2室）では、安全衛生保護具、熱中症対策用品、教育関係（安全衛生に関する書籍・教材、当協会の外国語技能講習）や機器（測定器、検知器等）に関する展示も同時に開催し、実際に保護具や機器を手に取り、展示担当者に質問する姿など、多くの方が熱心に見回って、関心の高さがうかがえました。



会場2階では、安全衛生保護具をはじめとした展示が行われました



当協会が実施する講習やセミナーの案内



【全国安全週間】 愛知労働局長が多様な人材が活躍する製造現場をパトロールしました

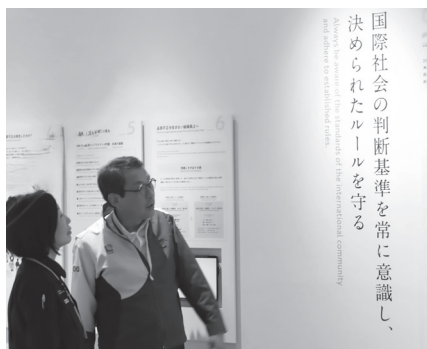
愛知労働局は、令和8年度第99回全国安全週間（7月1日～7日）にあたって、7月1日にNGK株式会社（旧・日本ガイシ株式会社）本社（名古屋市瑞穂区）において、多様な人材が活躍する製造現場をパトロールしました。

今回のパトロールでは、はじめに、愛知労働局 小林局長は、本社敷地内にある共創施設「DIVERS」で本社 小林茂社長から会社の概要の説明を受け、また過去の重大災害事例からコンプライアンスや安全などを学び共有する、社員教育シアターの案内を受けられました。

つぎに、同社工場では熱中症対策などを視察しました。工場には焼成炉が設けられており、過去には暑熱な職場であったが、炉の遮熱対策と遮熱カーテンによる輻射熱の抑制により大幅に工場内の暑さを低減させ、オートメーション化が進むなか、設備のメンテナンスや人が介在する場所にはスポットクーラーを配置し、作業者の体温を上げないよう対策が取られていることを確認しました。

炉の遮熱対策は熱中症対策だけではなく、焼成炉操業の省エネルギー化にもつながっているとのことでした。

また、工場では聴覚に障害のある方も働いており、フォークリフトの接近や製造ラインでの異常をライトで知らせる対策や円滑に従業員同士でのコミュニケーションが図れるような取組み、高年齢者への配慮として明るさの確保や段差を減らした床面などの対策を確認しました。



社員教育シアターで小林茂社長より説明を受ける小林局長(左)



小林局長(左)と小林茂社長(右)



熱中症対策で使用するクールベストを体感する小林局長

パトロールの最後に、小林局長から、「生産年齢人口の減少が進むなか、多様な人材に活躍してもらうことがますます重要になってくる。それには安全な職場づくりが大前提であるので、この取組みを広く周知していきたい」と述べられました。

令和8年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者(製造業等)」の募集について

同顕彰は、厚生労働省が、毎年、一定の技能と経験を有し、担当する現場または部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する方（職長等）を顕彰することで、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的としています。

当協会は、同顕彰に係る一次審査団体として、最大2名の候補者の方を推薦することができます。所属する職長等の推薦を希望される事業場は、ぜひご応募いただきますようお願いいたします。応募の手順など詳細は当協会ホームページ (<https://www.airouki.or.jp/news/cat26/93.html>) または右の二次元コードよりご確認ください（応募期日：9月3日(木)）。



災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和8年7月6日現在）

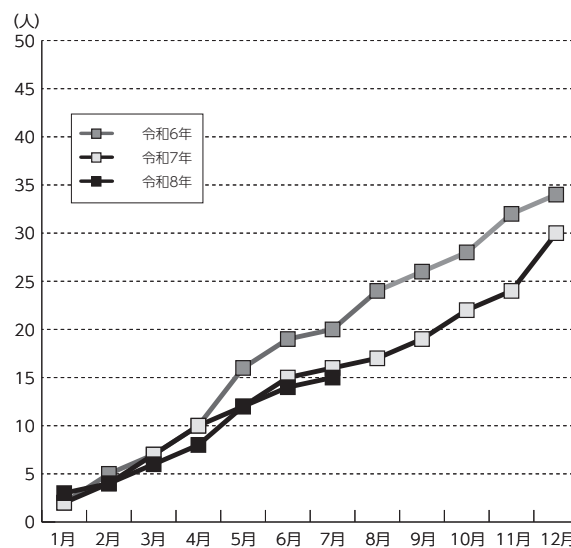
発生日時	事故の型／起因物	災害発生状況・原因			
R8.5.21. 16:55	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	被災者はフォークリフトでコイル(直径約1m、質量約1t)を運搬していた。保管場所へコイルを置くため、コイルとフォークリフトの間に入り作業をしていたところ、コイルが倒れ、コイルとフォークリフトのマストとの間に胴体をはさまれた。加療していたものの亡くなったもの。			
事業場規模		9名以下	業種 鉄鋼業	50代	経験 年
R8.6.18. 0:00	墜落・転落 脚立	個人宅のエアコン取替工事に従事していた被災者が地面に倒れているところを発見された。脚立を使用中に墜落したものと推定される。			
事業場規模		9名以下	業種 建築工事業(木建以外)	50代	経験 年
R8.6.30. 10:18	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	ケーブルをドラムに巻き付けるため、機械にドラムをセットした際に、回転するドラムとケーブルに腕が巻き込まれたもの。			
事業場規模		9名以下	業種 非鉄金属製造業	20代	経験 0年
R8.7.3. 6:07	崩壊・倒壊 荷姿のもの	トラックの荷台で荷物の渡し作業を行っている最中、約1トンの積み荷が崩れ、下敷きになったもの。			
事業場規模		9名以下	業種 道路貨物運送業	60代	経験 年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和8年7月6日現在の速報値）

令和8年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和8年速報値	令和7年同時期 (速報値)	令和7年確定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	4	5	8
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼・非 鉄 金 属	4	2	2
	金 属 製 品			1
	一 般・電 気・輸 送 用		1	1
	そ の 他		1	3
建 設 業	土 木 工 事 業	4	1	8 (1)
	建 築 工 事 業	1	1	3 (1)
	そ の 他	2		2
	陸 上 貨 物 運 送 事 業	1		3
商 業	卸 売 業	2 (1)	1	4 (3)
	小 売 業		1 (1)	5 (3)
	そ の 他			2 (1)
	清 掃・と 畜 業			1
上 記 以 外 の 事 業		1		3
合 計		4 (1)	2 (1)	2 (1)
合 計		15 (2)	10 (2)	30 (8)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



【令和8年10月1日施行】作業環境測定士による個人ばく露測定が義務化されます

令和7年5月に改正された労働安全衛生法および作業環境測定法により、これまで技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）に基づき確認測定として実施されていた個人ばく露測定が、労働安全衛生法第65条の3に基づく「作業環境測定」として新たに位置付けられます。

これに伴い令和8年10月1日からは、危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う「個人ばく露測定」は、個人ばく露測定講習規程に定める「デザイン等講習」を修了した有資格者（作業環境測定士）による実施が必要となります。

対象となる事業場・労働者

- ◎ 特定化学物質障害予防規則（特化則）の対象物質を取り扱う事業場
- ◎ 有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象物質を取り扱う事業場
- ◎ 鉛中毒予防規則（鉛則）の対象物質を取り扱う事業場
- ◎ リスクアセスメント対象物のうち、国による濃度基準値が設定された化学物質を製造・取り扱う事業場

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（令和8年10月1日施行）

愛知労働局

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。

1 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。今般、ガイドラインに新たに追加された内容は、次のとおりです。

●賞与・退職手当

賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等のさまざまな目的が含まれます。

これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。

●無事故手当

正社員と業務の内容が同一のパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の無事故手当を支給しなければなりません。

●家族手当

労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の家族手当を支給しなければなりません。

●住宅手当

住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。

●福利厚生施設

福利厚生施設の料金・割引率等の利用条件について、不合理と認められる待遇差を設けてはいけません。

●病気休職

正社員に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の給与の保障を行わなければなりません。

●夏季冬季休暇

パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。

●褒賞

褒賞が「一定の期間勤続した労働者に付与するもの」である場合、正社員と同一の期間勤続したパートタイム・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の褒賞を付与しなければなりません。

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！【告示（雇用管理指針）】

●パートタイム・有期雇用労働者にも職業能力開発法の適用があることに留意しましょう

職業能力開発法は、事業主に対し、雇用する労働者に必要な職業訓練を行うとともに、労働者が自ら教育訓練等を受ける機会を確保するために必要な援助等を行うよう努めなければならないと定めています。事業主は、職業能力開発法がパートタイム・有期雇用労働者にも適用されることを認識し、これを遵守しなければならないことに留意しましょう。

●公正な評価に基づき賃金を決定しましょう

パートタイム・有期雇用労働者の賃金を決定するに当たっては、職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験その他の就業の実態に関する事項を公正に評価し、昇給に反映する等、公正な評価に基づき決定することが望ましいことに留意しましょう。

例えば、パートタイム・有期雇用労働者と通常の労働者との間で共通する職務等に応じ、共通する賃金制度または評価項目を設けること等が考えられます。

●パートタイム・有期雇用労働者の過半数を代表する者の要件等について留意しましょう

パートタイム・有期雇用労働者に関する事項について就業規則の作成・変更を行う際には、法第7条に基づき、各事業所において雇用するパートタイム・有期雇用労働者の過半数を代表する者（パート・有期過半数代表者）の意見を聴くように努めなければなりません。

●福利厚生施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しましょう

パートタイム・有期雇用労働者の業務が適正かつ円滑に行われるようにするため、物品販売所・病院・診療所・浴場・理髪室・保育所・図書館・講堂・娯楽室・運動場・体育館・保養施設・駐車場等の施設の利用に関して、パートタイム・有期雇用労働者に対し、便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければなりません。

●正社員転換推進措置の実施方法等について工夫しましょう

パートタイム・有期雇用労働者の正社員等への転換を推進するため、法第13条各号の転換推進措置を実施する際には、次の点に留意しましょう。

- ・正社員等への転換のための制度を設けるとともに複数の措置を講ずることが望ましいです
- ・労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、または電子メール等を活用すること等により、正社員転換推進措置の対象となるパートタイム・有期雇用労働者の意向を確認し、その意向に配慮しなければなりません

●待遇差についての説明方法を工夫しましょう

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。

●労使の話し合いの促進のための方法を工夫しましょう

パートタイム・有期雇用労働者との話し合いの機会を設けること、またはアンケートを実施すること等により、パートタイム・有期雇用労働者の意見を聴く機会を設け、当該意見を反映させるための適当な方法を工夫するように努めましょう。

●雇用管理の改善等に関する情報を公表しましょう

正社員等への転換制度の内容、転換実績等をパートタイム・有期雇用労働者に明示するよう努めるとともに、ウェブサイトへの掲載等により定期的に公表することが望ましいです。

同一労働同一賃金の改正に対応するために、愛知働き方改革推進支援センターでは、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革全般に関するお悩みについて、社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じています。

同一労働同一賃金に関する相談についても、お気軽にご相談・ご利用ください。



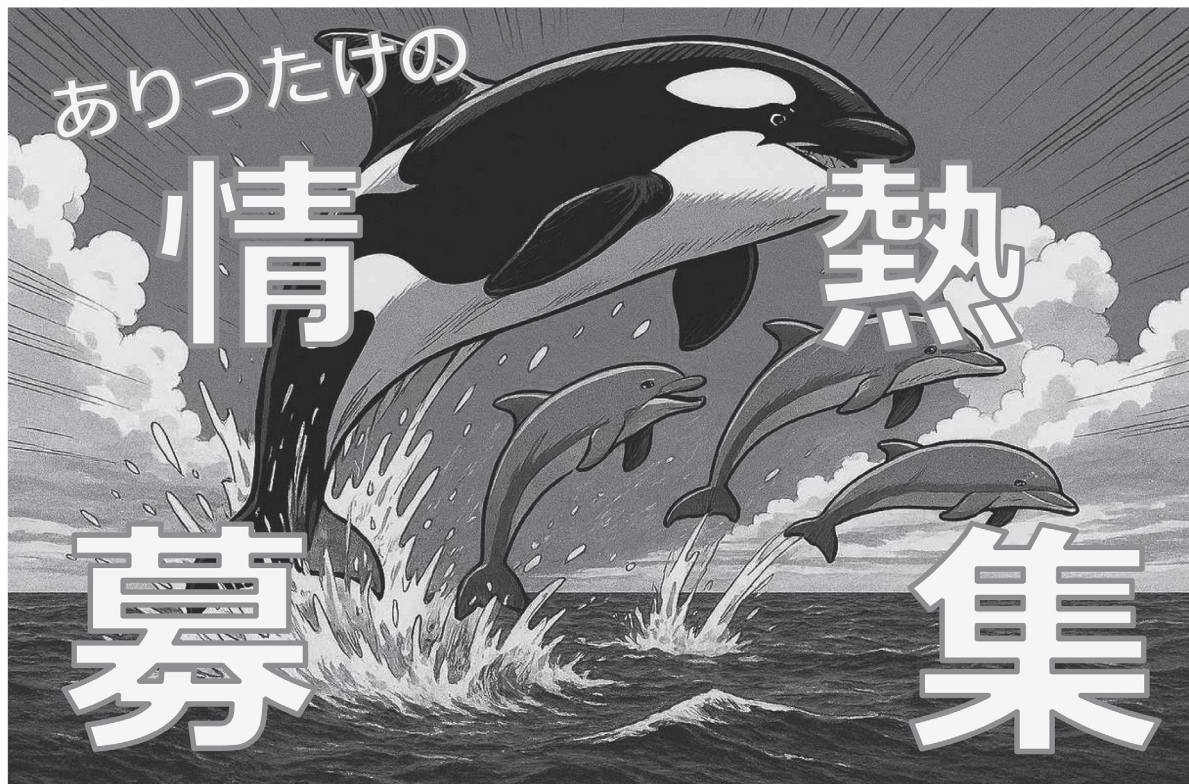
愛知働き方改革推進支援センター
ホームページ

第2回 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテストを開催します

愛知労働局

愛知労働局では、毎年改正される愛知県最低賃金を広く周知する取組みの一環として「第2回 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト」を開催します。

今年度は、9月1日(火)～10月30日(金)まで愛知県在住の学生の方や愛知県内の学校へ通学する学生の方から、愛知県をイメージするイラストを広く募集します。



第2回 愛知県最低賃金ポスターデザインコンテスト

あらたな最低賃金額を広く周知することを目的とした、
オリジナルかつ未発表のポスターデザインを募集します！

作品規定	以下の①～⑤を必ず盛り込んでください ① 愛知県を連想させるオリジナルイラストデザイン ② 「愛知県最低賃金」 ③ 「時間額〇,〇〇〇円」 ④ 「効力発生日 〇月〇日」 ⑤ 最低賃金周知を目的とした広報文・キャッチフレーズ(自由記載) (例)「必ずチェックしよう！」	募集対象	愛知県在住の学生の方、または愛知県内の学校へ通学する学生の方
作品寸法	縦横比率 縦45：横50 (解像度300dpi程度以上推奨)	募集期間	令和8年9月1日(火)から令和8年10月30日(金)(必着)
応募方法	① 専用応募用紙にイラストデザインを貼付する ② 必要記載事項を入力する ③ PDFファイルにする ④ CD-ROMまたはDVD-ROMへ格納し、応募先(主催者)へ郵送または持込により提出する(学校単位での提出の場合もある)のでご注意ください	各賞	最優秀賞 1点 表彰状、副賞 優秀賞 1点 表彰状、副賞 奨励賞 5点 表彰状、副賞
		応募先(主催者)	〒460-8507 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館4階 愛知労働局 労働基準部 賃金課 電 話：052-972-0257

実施要領&応募用紙
こちらからダウンロード



募集の詳しい内容は愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/saiteichingin_toukei/saiteichingin_00006.html) または、上記の二次元コードからご確認ください。

労働災害の発生件数は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少しており、特に死亡者数については、昨年まで3年連続で減少しました。

しかしながら、令和8年7月15日時点における本年の死亡者数は15人となっており、昨年同時期（速報値）と比較して5人増加（対前年比50.0%増）しています。この傾向が続けば、死亡災害が前年に比べ大幅に増加するという極めて憂慮すべき事態が懸念されます。

特に、令和8年5月20日以降、死亡災害が7件発生しています。これらの災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が十分に徹底されていないことに起因するものが多数見受けられます。また、死亡者の年齢構成は、20代が2人、50代が3人、60代が2人、70代が1人となっており、若年層と高齢層に集中する傾向がみられます。

第14次労働災害防止計画では、令和4年と比較して令和9年までに労働災害による死亡者数を全体で5%以上減少させることを目標としています。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅に向けて不断の取組を継続することが重要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材の確保・育成や企業活動の活性化にも大きく寄与します。

事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の確実な実施と点検・確認という原点に立ち返り、自社の安全衛生活動を今一度総点検していただきますようお願いいたします。

あわせて、関係者が一体となり、以下の取組を徹底することにより、労働災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

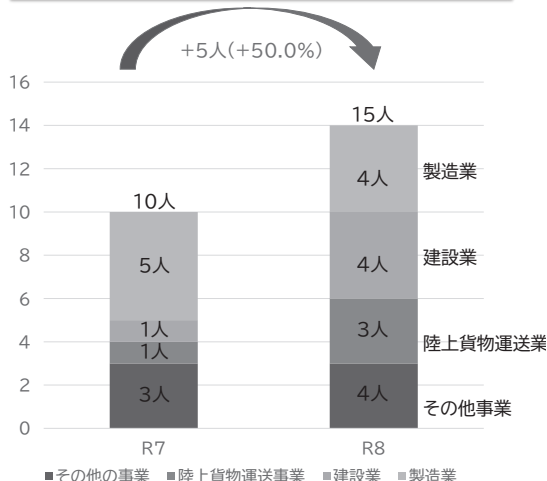
重点実施事項

1. 新入社員をはじめとする若年労働者に対し、雇入れ時教育の内容を再確認・復習させるなど、安全に働くための知識・意識の定着を図り、職場内の安全環境を整備すること。
2. 高齢労働者の身体機能や健康状態等の特性に配慮し、作業環境や設備の改善など、働きやすく安全な職場環境の充実を図ること。
3. 全ての労働者に対し、危険感受性の向上やルール遵守の徹底につながる効果的な安全衛生教育を実施すること。

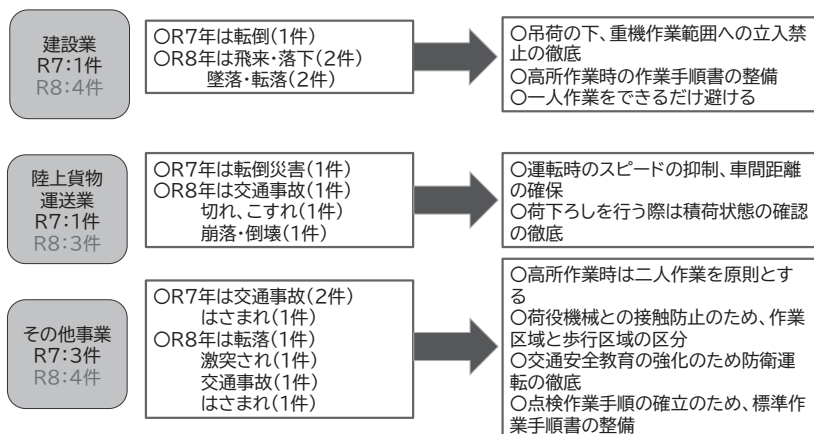
令和8年7月15日

愛知労働局 労働基準部 安全課長

死亡災害発生状況(1月1日～7月15日の速報値)



死亡災害が増加している業種での取組のポイント



近年、定期健康診断による有所見率が増加するなど（R6年一般定期健康診断有所見率58.9%、R7年59.4%）、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。このような状況の中で、業務によるストレスや過重な負荷により、脳・心臓疾患を発症し、死亡又は障害状態に至ったとして労災認定される件数もふえており、社会的にも「過労死」等として大きな問題になっています。一方で、脳・心臓疾患については、発症前の段階における予防が効果的であるとされています。今回はこの予防につながる職場の健康診断について確認していきます。

1. 健康診断を受けなければいけない労働者とは

正社員だけではなく、いわゆるパート・アルバイト社員についても、1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

定期健康診断における常時使用する労働者とは、次のいずれにも該当する労働者をいいます。

1. 期間の定めのない労働契約により使用される者、契約期間が1年以上の労働契約により使用される者、契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者。
2. 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者。

なお、上記2の要件に該当しない者であっても、上記1の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である者に対しては一般健康診断を実施することが望まれます。

2. 労働安全衛生法第66条に基づく主な健康診断

健康診断の種類	対象となる労働者と健診の時期
雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者を雇入れるときに実施
定期健康診断	常時使用する労働者に対して原則1年以内ごとに1回、定期に法令で定められた項目について実施
特定業務従事者の健康診断	深夜業を含む業務、有害物を取り扱う業務、重量物の取扱い等の特定業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置換えの際及び6か月以内ごとに1回、定期に健康診断を実施

雇入れ時健康診断、定期健康診断

労働者を1人でも雇用している事業者は、新しく労働者を雇い入れるときは、雇入れの直前又は直後に健康診断を実施しなければなりません（労働安全衛生規則第43条）。また、1年以内ごとに1回定期に健康診断を実施することが法令（労働安全衛生規則第44条）で義務づけられています。

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断 (安衛則第43条)	定期健康診断 (安衛則第44条)
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長(※2)、体重、腹囲(※2)、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査(※2)及び喀痰検査(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)(※2)
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(※2)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査(※2)

10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満(35歳を除く)の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

3. 実務上の留意点

(1) 雇入れ時の健康診断

検査項目の省略は認められません。なお、健康診断を受けた後3か月を経過しない者を雇い入れる場合に、その者が健康診断結果を証明する書面を提出したときは、相当する項目については雇入れ時健康診断にかかわるとされます（労働安全衛生規則43条）。また、雇入れ時の健康診断は、適正配置や入職後の健康管理のためのもので、採用選考のためのものではありません。

雇入れ後に健康診断を実施する場合は、業務に影響することのないように、できるだけ早め実施するほうがよいでしょう。

(2) 定期健康診断

受診率を高める対策としては、労働者の勤務状況を把握し、検診日を設定して業務シフトを調整しましょう。健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施を課しているため当然に事業者が負担しなければなりません。また、一般健康診断の実施に要した時間に対する賃金は労使間で協議して定めるべきものですが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営に不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいとする旧労働省の行政解釈があります。（昭和47年9月18日基発第602号）

そして、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。健康診断を理由なく拒否する労働者には、担当者や管理職者などが粘り強く定期健康診断の必要性を訴えてください。会社で用意した健康診断を受診しなかった場合には、個人で健康診断を受診しその結果を報告しなければならないこと、定期健康診断は健診項目が法律で決められており、健診項目が満たない場合は健診を受けたことにはならないこともあわせて説明しましょう。

定期健康診断の受診については、就業規則に「労働安全衛生法で定める定期健康診断、特殊健康診断、面接指導その他会社が指示する健康診断等を受けなければならない」などのように記載しておくことも必要になります。

(3) 結果報告

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）会社は健康診断個人票を作成し、5年保存する必要があります。さらに労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。なお、雇入れ時の健康診断は、結果報告の必要はありません。



鷲野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 鷲野 裕子 (わしの ゆうこ)

2003年に鷲野社会保険労務士事務所を開業。

産業カウンセラー、キャリアコンサルティング技能士としての専門性を活かし、名古屋や愛知県などで労働法講座の講師を務めるほか、企業の人事労務管理支援に幅広く携わっている。

現在、社労士会労働紛争解決センターあっせん委員、愛知県雇用労働相談センター相談員として、労働紛争の解決支援や労働相談にも従事している。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

愛知労働局

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、ぜひ導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください
 たくか、愛知労働局雇用環境・均等部 指導課（電話052-857-0312）にお問い合わせください。

また、「愛知働き方改革推進支援センター」もご活用ください。

もっと自分らしく
Refresh
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
 ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
 活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休
つなげて
夏休み

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

■年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



■愛知働き方改革推進支援センター
<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
 （※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【愛知県下労働基準協会】令和8年度の“労働の動向を聴く”セミナー名古屋能楽堂にて開催

愛知県下各労働基準協会は名古屋北労働基準監督署後援のもと、6月18日(木)名古屋能楽堂（名古屋市中区三の丸）において、「令和8年度の“労働の動向を聴く”セミナー」を開催しました。当日の会場参加と後日配信インターネット受講を併せて約340名が参加されました。

セミナーでは、名古屋北労働基準監督署 浅井署長が開会挨拶で、(1)最低賃金・賃金引上げ及び各種助成金、(2)長時間労働の抑制、(3)労働保険（労災請求）、(4)労働災害の防止（安全経営あいち®の普及促進）を紹介し、理解を求めました。

続いて、「第1部 令和8年度の労働基準行政の重点対策」として名古屋北労働基準監督署の各担当者より次の説明を行いました。

▽三宅副署長 「監督業務の重点課題」

労働行政を取り巻く現状・監督指導結果等をはじめ、(1)最低賃金の履行確保、賃金の引上げ等に向けた環境整備等、(2)長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、(3)一般労働条件確保・改善対策、(4)総合的なハラスメント対策の推進、(5)治療と就業の両立支援

▽田中副署長 「労働保険・労災保険制度」

(1)労働保険制度、(2)過労死等の労災補償状況、(3)労災請求の状況（脳・心臓疾患・精神疾患）、(4)精神障害の認定要件等

▽大河安全衛生課長 「労働災害の防止」

(1)労働災害の動向、(2)安全経営あいち®、(3)最近の法令改正等



浅井署長



名古屋能楽堂



三宅副署長



田中副署長



大河安全衛生課長



宮澤弁護士

次に、「第2部 令和8年度の労働の動向」として宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士が次の解説を行いました。

(1)カスタマーハラスメントの法制化、(2)公益通報者保護法の改正（通報者の保護範囲をフリーランスまで拡大、事業者の体制整備義務の厳格化）

以上をもって盛況のうちにセミナーは終了しました。

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー 岡谷鋼機名古屋公会堂 & 愛知県技術開発交流センターにて開催

当協会は、6月22日（月）、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール（名古屋市）において、県下14の地区労働基準協会と共催により『労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー』を開催し、企業の労務担当者等約150名が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いており、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、また、途中でリフレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

本年度も豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってからも実務に役立つ教本（労務管理の早わかり）を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいている愛知労働局労働基準部長 小笠原哲治氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向等についての説明などがありました。

同様に、7月16日（木）、愛知県技術開発交流センター交流ホール（刈谷市）において、同セミナーを開催し企業の労務担当者等が約70名受講されました。

セミナーの冒頭には、愛知労働局刈谷労働基準監督署長 相部明浩氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、監督指導結果等による遵法状況、労働災害発生状況や労災補償状況等についての説明などがありました。

各セミナー会場では、ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会 副会長 市之瀬 高司氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長
ホワイト企業推進本部長 石田 和彦氏

◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司氏



小笠原労働基準部長



相部署長



講師 市之瀬氏



名古屋会場での労働クイズの様子



刈谷会場でのリフレッシュ体操の様子



講師 石田氏

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は8月6日（木）豊田商工会議所（201・202・203会議室）にて開催され、毎年8月「労働基準協会労働相談業務周知月間」にあわせて、臨時の出張労働相談室を設けます。以降は、9月25日（半田市）、10月6日（一宮市）、11月5日（岡崎市）、11月16日（豊川市）、12月2日（西尾市）、来年2月予定（尾張旭・瀬戸地域）、同3月予定（名古屋市）で開催されます。

元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応セミナーを開催

当協会は、7月17日（金）、当協会第一研修室において、「元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応（製造業における安全衛生編）」セミナーを開催しました。昨年度のご好評を受け、今年度は製造業に焦点を当てた安全衛生編として実施し、企業の安全衛生担当者や管理者等、約80名が受講されました。



講師 近藤 氏

講義は、元労働基準監督官で、現在「明るい職場応援事務所」所長の近藤慎次郎 氏（社会保険労務士・労働衛生コンサルタント）により、会場参加限定で行われました。

第1章では、労働基準監督署の役割・組織、労働基準監督官の業務・権限や臨検監督への対応等について解説がありました。



受講の様子

第2章では、臨検監督時の調査内容として、事業場の基本情報確認や、安全衛生管理体制の確認、そして、工場巡視での確認として、リスクアセスメント・リスク低減措置、各種機械の状況、作業主任者や就業制限、教育、化学物質等の取扱状況、健康診断についての話にも及びました。

最後に、労働基準監督官の臨検監督の目的は、「事業者が労働基準法を遵守することによって、働く人の人間らしい生活を保障しその基準を労使が対等な立場で決定し常に働きがい向上させていくことです」と講義を締め繰られました。

【全基連】外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。令和8年度の開催予定は以下のとおりです。

（受講料はテキスト代・消費税込）

月	日 時	講習名	受講料	会場
10月	24日(土) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	13,200円	ポーラ名古屋ビル9階
	25日(日) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	12,100円	
	26日(月) 9時25分～15時40分	生活指導員	11,000円	

〔申込方法〕 （公社）全国労働基準関係団体連合会ホームページ（<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>）、または右の二次元コードからご確認ください。
（開催日の約2か月前からお申込みいただけます）。

〔お問い合わせ先〕 （公社）愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）にも掲載しています。



【全基連】特別教育等のEラーニング講習のご案内

（公社）全国労働基準関係団体連合会（以下、「全基連」）では、各県（地区）労働基準協会が実施している、労働安全衛生法に基づく特別教育や安全衛生教育を補完する目的で、Eラーニング講習を開始しました。

本Eラーニング講習は、（株）BREXA PCTが運営するEラーニング「らくトレ」をプラットフォームとしますが、全基連専用ウェブサイトからお申し込みされると、通常の「らくトレ」の講習料金に割引が適用されます。

各県（地区）労働基準協会では、引き続き対面講習を推奨していますが、講習日程等の都合により、対面講習を受講できない場合などには、本Eラーニング講習の活用もご検討ください。

なお、当面は一部の講習に限定して開講します。

本Eラーニング講習の詳細は、当協会ホームページのバナーまたは右の二次元コードからご確認ください。
ご不明な点等は、リンク先PDFに記載の事務局へご相談ください。



第85回（令和8年度）全国産業安全衛生大会 in 札幌

第85回（令和8年度）全国産業安全衛生大会は、北海道札幌市／北海きたえーる（北海道立総合体育センター）、札幌コンベンションセンター、札幌市産業振興センター、カナモトホールで「大地にみなぎる 安全・健康 決意の力」を大会テーマに、9月16日（水）から18日（金）までの3日間開催します。

くただいま申込受付中＞
参加申込は特設サイトから！



総合集会	令和8年9月16日（水） 北海きたえーる（北海道立総合体育センター）
分科会	令和8年9月17日（木）、18日（金） 札幌コンベンションセンター、札幌市産業振興センター、カナモトホール
参加費	一般：1名 18,700円（税込） 中災防賛助会員：1名 9,350円（税込） ※中災防賛助会員価格が適用されるお申込みは、賛助会員加入口数1口につき1名様となります。 加入口数を超えるお申込み分は、一般価格となります。 ※参加お申込み締切日：令和8年9月10日（木）

詳細は、特設サイト（<https://jisha-taikai2026.com/>）または、上記の二次元コードからご確認ください。

働く人の安心づくりフェア 緑十字展 2026 in 札幌（入場無料）

第85回全国産業安全衛生大会in札幌に合わせて、9/16（水）～18（金） つどーむ（札幌市スポーツ交流施設 コミュニティドーム）では、安全衛生保護具や作業環境改善機器等の展示を通じて、職場における安全衛生水準の向上を促進し、労働災害のない、働く人の心身両面にわたって健康で快適な職場環境の形成に寄与することを目的として、国内最大級の安全衛生保護具・機械などの総合展示会「働く人の安心づくりフェア 緑十字展2026 in 札幌」が同時開催されます。



今年の緑十字展は以下3つの特別企画展を実施します。

- ◆ 安全衛生保護具体験道場
- ◆ 北海道ヒートバリア2026－職場の熱中症対策最前線－
- ◆ ～北国の難敵をノックアウト！～ 獣害・氷雪対策展「さらば雪！さらばクマ！！」

緑十字展2026への入場（無料）には事前来場登録が必要です。
緑十字展の詳細や事前来場登録については、緑十字展2026 in 札幌ホームページ（<https://gce.sup-sol.net/>）または、右の二次元コードからご確認ください。



緑十字展 2026 in 札幌
ホームページ

技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技			
		日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	8月	3	アイシン教育センター	4.5.6	アイシン教育センター		
		17	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	18.19.20	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	21.24.25	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
	9月	4	豊田商工会議所	5.6.7	トヨタ教育センター	12.13.14	トヨタ教育センター
		9	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	10.11.14	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	15.16.17	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		14	アイシン教育センター	15.16.17	アイシン教育センター		
		17	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	18.24.25	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	28.29.30	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		30	江南市民文化会館	10/4.11.18	トヨタ L&F 小牧		
	10月	2	ポーラ名古屋ビル	5.6.7	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	5.6.7	トヨタ L&F 白金
				4.11.18	水谷運輸倉庫		
		5	豊川市文化会館	11.17.18	トビー工業		
		9	ポーラ名古屋ビル	13.14.15	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	16.19.20	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
				13.14.15	トヨタ L&F 白金		
		20	ポーラ名古屋ビル	21.22.23	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)		
				22.23.26	トヨタ L&F 白金	27.28.29	トヨタ L&F 白金
		29	ポーラ名古屋ビル	30.11/2.4	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	30.11/2.4	トヨタ L&F 白金
				11/1.8.15	水谷運輸倉庫		

	講習会	会場	8月	9月	10月
技能講習	ガス溶接 【学科 1 日 実技 1 日】	(学) ポーラ名古屋ビル	17	18	24
		(実) トヨタ教育センター	22	26	25
		(学) ポーラ名古屋ビル			24
		(実) 愛知製鋼			27
		(学) 豊川市文化会館			21
		(実) 日本車輛製造			25
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科 2 日 実技 1 日】	(学) 西尾コンベンションホール		2	
		(実) アイシン索形材生技部		5	
		ポーラ名古屋ビル	(学) 4.5	(学) 1.2	(学) 5.6
			(実) 6or7	(実) 3or4	(実) 7or8
			(学) 18.19	(学) 7.8	(学) 13.14
			(実) 20or21	(実) 9or10	(実) 15or16
			(学) 26.27	(学) 22.23	(学) 20.21
			(実) 28or29	(実) 24or25	(実) 22or23
					(学) 28.29
					(実) 30or31
		豊田商工会議所			(学) 26.27
		トヨタ教育センター			(実) 28or29
		とよはし産業人材育成センター		(学) 14.15	
				(実) 16or17	
		アイプラザ半田	(学) 17.18		
			(実) 19or20		
	有機溶剤 作業主任者 【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル	4.5	14.15	1.2
			17.18	21.22	15.16
			26.27	29.30	27.28
		豊川市文化会館			7.8
		アイプラザ豊橋	25.26		
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科 2 日】	豊田商工会議所		17.18	
		アイプラザ半田			20.21
			5.6	1.2	13.14
	プレス機械作業主任者 【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル	18.19	16.17	26.27
			24.25	30.10/1	
		アイプラザ豊橋		1.2	
	乾燥設備作業主任者 【学科 2 日】	豊田商工会議所		28.29	
		ポーラ名古屋ビル	3.4	22.23	
		岡崎市電美丘会館			15.16
	はい作業主任者 【学科 2 日】	産業技術センター	24.25		
		とよはし産業人材育成センター		28.29	
		ポーラ名古屋ビル		1.2	29.30
	石綿作業主任者 【学科 2 日】	とよはし産業人材育成センター			19.20
		ポーラ名古屋ビル	10.11	11.12	13.14
				28.29	
	鉛作業主任者【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル	24.25		
	高所作業車 【学科 1 日 実技 1 日】	ポリテクセンター		(学) 24	(学) 9
				(実) 28or29or30	(実) 14or15or16

	講習会	会場	8月	9月	10月
特別教育	産業用ロボット (検査・教示) 【学科 2 日 実技 1 日】	(学) カバハウス	3.4		
		(実) トヨタ教育センター	5or6or7		
	粉じん【学科 1 日】	(学) キラツ★とよた		1.2	
		(実) トヨタ教育センター		8or9or10	
	低圧電気 【学科 1 日 実技 1 日】	ポーラ名古屋ビル	17		9
			(学) 19	(学) 3	(学) 26
	電気自動車等整備業務 【学科・実技 1 日】	ポーラ名古屋ビル	(実) 20or21	(実) 4or7	(実) 27or28
			24		
	フルハーネス (6H) 【学科・実技 1 日】	名鉄自動車設備専門学校	27		
			28		
	テルゲートリフター特別教育 【学科・実技 1 日】	ポーラ名古屋ビル	10	25	9
			26	28	
	安全衛生推進者【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル	31		
		アイシン教育センター		(学) 8	
	衛生推進者【学科 1 日】		(実) 8		
				17.18	
能力向上等	局所排気装置等自主検査者 【学科 2 日 実技 1 日】	ポーラ名古屋ビル		30	
			(学) 8.9		
	安全管理者選任時【学科 2 日】	SDG 側	(実) 10or11or14		
				(学) 5.6	
	マクフィットテスト【学科 1 日】		(実) 7		
				29.30	
	建築物石綿調査者【学科 2 日】	日本特殊陶業市民会館			
		岡谷鋼機名古屋公会堂		18	
	工作物石綿調査者【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル		15.16	1.2
			27.28	7.8	7.8
	化学物質管理者【学科 2 日】	ポーラ名古屋ビル		23.24	
				11	21
	化学物質管理者【学科 1 日】	ポーラ名古屋ビル			
勉強会	衛生管理者 (一種)【学科 4 日】	ポーラ名古屋ビル		15.16.17.18	
					19.20.21.22
	エックス線作業主任者【学科 4 日】	ポーラ名古屋ビル			
					15.16
	潜水士【学科 2 日】	日本特殊陶業市民会館			

研修などの名称	8月	9月	10月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー	6 豊田商工会議所	25 アイプラザ半田	6 アイプラザ一宮
「生涯現役」を標準に変えていく ～高年齢者の安全とエイジマネジメントの実践～		3 岡谷鋼機名古屋公会堂	
従業員の健康確保・両立支援等に向けた 事例発表 ～治療と仕事の両立支援～		7 ウイंकあいち	
リスクアセスメントセミナー＆ ラウンドテーブル		28 岡谷鋼機名古屋公会堂	
産業保健ラウンドテーブル		29 ウイंकあいち	
企業のカスタマーハラスメント対応セミナー ～事前の備え・初動対応・事後対応～			9 ウイंकあいち
「腰痛対策等」工学的領域・作業効率 から見た作業改善 ～事例発表～			14 ウイंकあいち

技能講習	フォークリフト 外国語コース	インドネシア語・英語・中国語・ベトナム語	学科【2日】	9/5.6 ポーラ名古屋ビル	実技【3日】	9/7.8.9 日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
			学科【2日】	10/17.18 ポーラ名古屋ビル	実技【3日】	10/19.20.21 トヨタ L&F 白金
		中国語・ベトナム語・ポルトガル語	学科【2日】	8/22.23 ポーラ名古屋ビル	実技【1日】	8/24 トヨタ教育センター
			学科【2日】	10/3.4 ポーラ名古屋ビル	実技【3日】	10/5 トヨタ教育センター
	石綿作業主任者 外国語コース	トルコ語	学科【3日】	10/10.11.12 ポーラ名古屋ビル		
	アーク溶接 外国語コース	ベトナム語・ポルトガル語	学科【2.5日】	9/12.13.14 ポーラ名古屋ビル	実技【0.5日】	9/14 ポーラ名古屋ビル
			実技【1日】	9/15 SDG		

日付の黄色の表示は、土・日・祝日です。